館林市建設工事競争入札参加資格審査要領

（目的）

第１条　この要領は、館林市入札参加資格審査会等に関する規程（以下「資格審査規程」という。）第２条に定める資格審査及び格付に関することを厳正かつ公平に処理することを目的とする。

（入札参加資格申請）

第２条　市長は、競争入札参加資格を希望する者に対して、建設工事に係る一般競争（指名競争）入札参加者に必要な資格等について（平成 27 年館林市告示第 145 号。以下「告示」という。）に基づき、ぐんま電子入札共同システムを利用した電子による申請（以下「電子申請」という。）を行わせ、必要な書類を提出させるものとする。

（入札参加資格審査会）

第３条　前条の電子申請をした者（以下「申請者」という。）の資格審査及び級別格付けの審査は、資格審査規定第１条の資格審査会（以下「審査会」という。）において行い、審査の適正を期するため、委員長は必要に応じて会議を招集する。

２　時間的な理由により会議が招集できないときは、審査会庶務担当課長が起案書を持ち回り、委員に回議し、委員長の決裁を受けることをもって、会議に代えることが出来る。

（資格審査）

第４条　審査会は、申請者について、電子申請及び添付書類を基に業者としての適格性を審査し、判定するものとする。

２　審査会は、過去２年以内において次の各号のいずれかに該当すると認められる不誠実な行為をした者を、競争入札参加資格者（適格審査に合格した申請者。以下「有資格者」という。）としないことができる。

⑴　契約の履行にあたり、故意に工事を粗雑にし、又は工事材料の品質、数量に関し不正の行為をした者

⑵　競争入札においてその公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

⑶　落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

⑷　検査又は監督の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

⑸　正当な理由なく契約を履行しなかった者

⑹　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

３　審査会は、次の各号に該当する者でなければ有資格者としてはならないものとする。ただし、第２号に掲げる者以外の者で建設業法第３条ただし書きに該当し、かつ、特別な理由がありその者を有資格者とすることを必要と認めるもの及び第３号に掲げる者以外の者で、特別な理由がありその者を有資格者とすることを必要と認める者についてはこの限りではない。

⑴　経営状態が健全である者

⑵　建設業法第３条第２項の規定による許可を受けている者

⑶　建設業法第２７条の２９第１項の規定による総合評定値（以下「総合評定値」という。）の通知を受けている者

⑷　納付すべき税を完納している者

⑸　経常建設共同企業体にあっては、その構成員すべてが前各号に該当している者

４　工事主管課長は、申請者について過去２年以内においてその所管に係る工事の施工に関し、同条第２項の各号のいずれかに該当すると認められる者があるときは、その事実を詳細に記載し、審査会庶務担当課長を経て、資格審査会の委員長に報告しなければならない。有資格者について、その事実が生じた場合もまた同様とする。

（級別格付けの審査）

第５条　審査会は、有資格者について、総合評定値の数値（以下「客観数値」という。）と、第８条の規定により採点した主観数値（以下「主観数値」という。）を総合勘案した合計数値（以下「総合数値」という。）等により、工事種類別の施工能力を判定し、級別の格付けを行うものとする。

２　審査会は、級別格付けにあたり新規開業者等で前項の規定によりがたい有資格者については、当該業者の自己資本額、職員数、その他信用状況等を勘案して級別の格付けを行うものとする。

（級別格付けの基準）

第６条　級別格付けの基準は次のとおりとする

等級	総合数値			
	土木工事	建築工事、舗装工事	電気、管、造園工事	鋼構造物、その他の工事
A	920 点以上	850 点以上	800 点以上	700 点以上
B	780 点以上 920 点未満	750 点以上 850 点未満	600 点以上 800 点未満	600 点以上 700 点未満
C	780 点未満	750 点未満	600 点未満	600 点未満

２　前項の基準により決定すべき等級が、土木・建築工事業者及び舗装工事業者においてＡ等級の場合、当該工事種別に係る建設業の許可のうち特定建設業の許可を受けていないときはＢ等級とするものとする。

（主観数値の算出方法等）

第７条　主観数値は、別表第１により算出した評点を合計した数値とし、様式第１号により申請を行う。

２　主観数値は、指定建設業（土木工事、建築工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、造園工事）のみに加点をする。

３　前項の主観数値は、市内の申請者に対しては１００％、邑楽郡内の申請者に対しては７０％とし、その他の申請者に対しては付与しない。ただし、マイナスの場合は、市内・邑楽郡内の申請者とも１００％とする。

４　主観数値は、毎年度当初に見直しするものとし、次の見直しで新たに主観数値が決定されるまで有効とする。

（総合数値の計算方法）

第８条　総合数値は、客観数値と主観数値により、次の算式により算出するものとする。ただし、主観数値の付与を受けていない者については、客観数値をもって当該者の総合数値とする。

総合数値＝Ａ＋Ｂ

Ａ・・・客観数値

Ｂ・・・主観数値

（資格者名簿の作成）

第９条　審査会庶務担当課長は、審査会が級別格付けを決定したときは、直ちに建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）を作成するものとする。この資格者名簿は、ぐんま電子入札共同システム又はその他のシステムによる電子データとすることができる。

２　資格者名簿の閲覧は、ぐんま電子入札共同システムによるものとする。

（審査結果の通知等）

第１０条　審査会庶務担当課長は、申請者にぐんま電子入札共同システムを利用して、審査結果及びその他の事項の公表をもって通知したものとする。

附　則

この要領は、平成２０年　４月　１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年　４月　１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２６年　４月　１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年　２月１５日から施行する。

ただし、第６条の改正規定は平成２９年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和　５年　９月１４日から施行する。

附　則

この要領は、令和　７年　２月１４日から施行する。

附　則

この要領は、令和　８年　４月　１日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この要領は、令和８年１１月２日から施行する。

ただし、第６条の改正規定は、令和９年７月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の第６条の規定は、令和９年７月１日以後に行われる入札の申込みの誘引について適用し、同日前までに行われる入札の申込みの誘引については、なお従前の例による。

別表第１

<table>
<tr>
<td>工種別工事成績評定</td>
<td>工種別工事成績評定は次式によって求める。
Ｋ×（Ａ－６５）
Ａ：申請により主観数値が加点される年度（以下「当該年度」という。）の前３か年度に本市が発注した工事のうち、１件の予定価格が３００万円以上の完成工事ごとの評定点（工事成績評定における評定点合計）に当該工事の請負代金額（万円単位未満切り捨て）を乗じて得た数値の合計を完成工事の請負代金額合計（万円単位未満切り捨て）で除して得た数値（小数点以下第１位を四捨五入）
Ｋ：当該年度の前３か年度の年平均の完成工事高（３ヶ年の完成工事高の合計を３で割ったもの）により次の数値とする。
<table>
<tr><th>過去３年度の年平均の完成工事高</th><th>Ｋ</th></tr>
<tr><td>１億円以上</td><td>４．０</td></tr>
<tr><td>５千万円以上１億円未満</td><td>３．５</td></tr>
<tr><td>３千万円以上５千万円未満</td><td>３．０</td></tr>
<tr><td>１千万円以上３千万円未満</td><td>２．５</td></tr>
<tr><td>１千万円未満</td><td>１．５</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>優良建設工事表彰</td>
<td>当該年度の前２か年度において、館林市優良建設工事等表彰要綱により優良建設工事表彰として、表彰を受けた工事件数一件につき１０点、各工種３０点を限度として加点する。</td>
</tr>
<tr>
<td>保有技術者状況</td>
<td>申請時において、別表第２に定める資格に有資格者数を乗じた点数の合計点を、工事種別に加点する。ただし、当該合計点が１５点を超える場合は、１５点とし、各工種において重複して資格を所有している場合は、点数の大きい方のみ算定を行う。</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td>指名停止処分の状況</td><td>当該年度の前年度中に館林市建設工事請負業者等指名停止措置要綱により指名停止処分を受けた実績がある場合は、その期間に応じ、次の数値を加点する。<table><tr><th>指　名　停　止　期　間</th><th>加点数値</th></tr><tr><td>停止６ヶ月まで</td><td>－１０点</td></tr><tr><td>停止６ヶ月を超え１２ヶ月まで</td><td>－２０点</td></tr><tr><td>停止１２ヶ月を超える</td><td>－３０点</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>防災協定</td><td>申請時において、館林市との間で災害協定等を締結している場合、１０点を加点する。</td></tr>
<tr><td>災害応急対策活動状況</td><td>申請時において、当該年度の前年度中に災害応急対策としての活動実績がある場合は、１０点を加点する。</td></tr>
<tr><td>安全対策</td><td>申請時において、建設業労働災害防止協会に加入している場合、５点を加点する。</td></tr>
<tr><td>環境美化活動</td><td>申請時において、当該年度の前２か年度の間に事業者として市内の公共施設等の清掃及び美化活動を８回以上行った場合、１０点を加点する。</td></tr>
<tr><td>地域活動</td><td>申請時において、当該年度の前年度中に事業者として地域活動に貢献した場合、５点を加点する。</td></tr>
<tr><td>消防団員登録状況</td><td>申請時において、館林地区消防組合に登録されている消防団員を１人雇用している場合は５点、複数名の場合は１０点を加点する。</td></tr>
<tr><td>こども安全協力の家委嘱状況</td><td>申請時において、館林市長、館林市教育委員会及び館林市を管轄する警察署から法人として「こども安全協力の家」の委嘱をされている場合は、５点を加点する。</td></tr>
<tr><td>若年者等の雇用状況</td><td>申請時において、満２９歳以下の技術者若しくは技能労働者、又は女性技術者を１年以上常勤で１人雇用している場合は３点、複数人雇用している場合は６点を加点する。ただし、同一の者を重複して算定することはできない。
※「技能労働者」とは、建設現場において直接工事の施工に従事する者をいう。</td></tr>
</table>

障がい者の雇用状況	法定義務建設業者においては、 常時雇用する障がい者数　＞（従業員数×０．０２）＋１人の場合、１０点を加点する。
	非法定義務建設業者においては常時雇用する障がい者を１名以上雇用している場合、１０点を加点する。
自立更生支援活動の実施状況	申請時において、前橋保護観察所に協力雇用主として登録されている場合は、５点加点し、過去２年度の間において、協力雇用主として３ヵ月以上保護観察対象者等を雇用した場合は、５点を加点する。
インターンシップ受け入れ実施状況	申請時において、当該年度の前２か年度の間にインターシップの受入実績がある場合は、５点を加点する。
建設キャリアアップシステムの登録状況	申請時において、建設キャリアアップシステムに登録している場合は、５点を加点する。
パートナーシップ構築宣言の登録状況	申請時において、パートナーシップ構築宣言ポータルサイトに登録している場合は、５点を加点する。

別表第２

資　格　区　分	土木	建築	電気	管	鋼構造物	舗装	造園
１級建設機械施工管理技士	２点					２点	
２級建設機械施工管理技士	１点					１点	
１級土木施工管理技士	２点				２点	２点	
２級土木施工管理技士（土木）	１点				１点	１点	
１級建築施工管理技士		２点			２点		
２級建築施工管理技士（建築）		１点					
１級電気工事施工管理技士			２点				

２級電気工事施工管理技士			１点				
第１種電気工事士			２点				
１級管工事施工管理技士				２点			
２級管工事施工管理技士				１点			
１級造園工事施工管理技士							２点
２級造園工事施工管理技士							１点
１級建築士		２点			２点		
２級建築士		１点					